

鹿屋市市有施設脱炭素化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市市有施設脱炭素化推進事業補助金交付要綱（令和6年鹿屋市告示第113号）  
の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「1月末日」を「3月10日」に改める。

第7条第1項第3号中「補助対象経費の支払額が確認できる書類の写し（領収書等）」を「補助対象経費が確認できる書類」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年6月24日から施行する。